

登米市水道事業
配水施設等維持管理業務委託
特記仕様書

登米市水道事業所

第1章 総則

(目的)

第1条 この特記仕様書は、登米市（以下「甲」という。）が委託する配水施設等維持管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の特に必要な事項を定めることにより、受託者（以下「乙」という。）の業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

第2章 配水管路等維持管理業務の内容

(配水管路等点検業務)

第2条 配水管路並びに管路附属施設（以下、「配水管路等」という。）の点検業務は次のとおりとする。

- (1) 配水管路等点検の目的は漏水、布設場所等の異常、他工事の状況等を確認し、配水管路等の保全を図るものであることを理解して業務を行うものとする。
- (2) 配水管路等点検は年間業務計画に基づき、毎月実施するものとする。
- (3) 配水管路等点検の実施の際は、法令遵守・事故防止・環境保全に努めるものとする。
- (4) 点検時に漏水や異常を発見した場合は、速やかに甲に報告し対応するものとする。
- (5) 災害時その他、臨時的な配水管路等点検は甲乙協議の上実施する。

(配水管路等照会回答業務)

第3条 配水管路等照会回答業務は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、他の事業者等から配水管路等について照会を受けた場合は速やかに対応し回答するものとする。
- (2) 乙は、必要に応じて現場立会を行うものとする。
- (3) 乙は、照会等を受付対応した際は甲へ報告するものとする。ただし、配水管理に支障をきたす恐れがあると判断した場合は、速やかに甲と協議するものとする。
- (4) 甲は、他の事業者等から配水管路等に関わる工事計画等を受理した場合は、その対応について乙と協議する。

第3章 緊急工事施工業務の内容

(緊急工事施工業務)

第4条 緊急工事施工業務は別図及び次の各項のとおりとする。ただし、大規模災害（登米市水道事業災害対策要綱（平成17年水道事業訓令第2号）別表第1の第5号非常配備をいう。以下、「非常配備」という。）を除く。

2 情報の受付、確認業務

- (1) 乙は、配水管路等の漏水・異常の情報を受付した場合は、速やかに甲及び関係者に周知するものとする。周知の方法は甲の指示によるものとする。
- (2) 乙は、情報に基づき現地確認を行い、甲に報告するものとする。
- (3) 乙は、甲の指示により施工計画書を作成し、承認を受けるものとする。ただし、緊急を要す

る場合若しくは簡易な施工の場合は口答によることができる。施工計画の概要について、甲及び関係者に周知するものとする。

- (4) 乙は、資産管理システム「ブリッツ」に確認の状況を入力するものとする。
- (5) 乙は、現地調査等により発見した軽度の不良箇所若しくは異常箇所のうち、ただちに可能なものについては対応し、甲に報告するものとする。

3 工事・修繕の施工

- (1) 乙は、施工計画書に基づき、工事・修繕を行うものとする。
- (2) 乙は、施工にあたっては、法令遵守・事故防止・環境保全・安全管理に努め、以下の項目に留意するものとする。
 - ア 施工にあたって断水・減水が生じる場合は、甲、関係者及び需要家に周知すること。
 - イ 施工にあたって仕切弁等を操作する場合は、濁り水等が発生しないよう十分留意すること。
- (3) 乙は、断水・減水解除並びに施工終了の際は、甲及び関係者に周知するものとする。
- (4) 乙は、断水・減水を行う場合は、必要に応じて給水活動を行うものとする。
- (5) 乙は、施工計画書に変更が生じた場合は甲に協議をし、承認を受けるものとする。承認後必要と認めた場合は甲及び関係者に周知するものとする。
- (6) 乙は、破損等原因者が負担すべき緊急工事等が発生した場合は、甲の指示により原因者を特定・確認し所定の書類を提出をさせるものとする。

4 精算業務

- (1) 乙は、緊急工事完了後速やかに完成図書を作成し、甲の審査を受けなければならない。
 - (2) 甲は、完成図書を審査し合格と認めたときは、甲の積算単価により精算するものとする。
 - (3) 甲は、精算完了後、検査合格通知書を作成し、送付するものとする。
 - (4) 乙は、毎月10日まで検査合格通知書を添付した請求書を甲に提出するものとする。
 - (5) 甲は、乙から前項の請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 5 その他、附帯する業務については、法令及び条例等に基づき乙の判断において処理すること。ただし、判断が困難な場合は甲と協議の上業務を遂行すること。

第4章 漏水調査業務の内容

(漏水調査業務)

第5条 漏水調査業務は、各種手法を用いて有効率・有収率の向上を図るものとし、その業務内容は次の各項のとおりとする。

2 情報の調査と分析

- (1) 給水区域の資産管理システム情報と現地の情報の照合を行うものとする。
- (2) 過去3ヶ年（平成25年から平成27年）の事故履歴調査と分析及び資産管理システムへの登録
- (3) 水量分析
 - ア 取水量、浄水量、配水量の各水系別、月別の分析と報告
 - イ 水量分析による漏水調査計画の策定

3 現地調査と結果の分析

(1) 音聴調査

- ア 毎年の全戸別音聴調査と結果分析と報告
- イ 路面音聴調査と結果分析と報告
- ウ 弁栓音聴調査と結果分析と報告
- エ その他音聴調査と結果分析と報告

(2) 各種手法を用いた調査と結果分析と報告

- ア 音水圧同時測定と結果分析と報告
- イ 流量測定調査と結果分析と報告
- ウ 監視型機器調査と結果分析と報告
- エ その他調査と結果分析と報告

(3) 現地調査区域の選定は甲と十分協議し高い効果のある地区を設定するものとする。

(4) 乙は、調査にあたり仕切弁操作等が必要になった場合は甲と協議し実施するものとする。

(5) 乙は、戸別音聴調査にあたり量水器現地位置確認を行い現地情報を収集するものとする。

4 乙は、漏水等が発生し必要に応じて緊急漏水調査をおこなうものとする。

5 乙は、甲と協議し、調査方法の検討・今後の方針（配水ブロック化・管路更新計画・管網解析計画）を決定すること。

6 乙は、調査分析結果をもとに、有効率・有収率の向上、無効水量・無収水量の削減に係る提案をするものとする。

7 その他、附帯する業務については、法令及び条例等に基づき乙の判断において処理すること。ただし、判断が困難な場合は甲と協議の上業務を遂行すること。

第5章 給水車維持管理業務の内容

（給水車維持管理業務）

第6条 給水車の維持管理及び費用負担については次の各項のとおりとする。

2 給水車は、甲が乙に貸与するものとする。

3 乙は、運転月報を提出するものとする。

4 乙は、給水車を常に稼働できる状態に管理し、給水活動及び各種訓練等に参加するものとする。

(1) 緊急時の給水活動。ただし、非常配備時を除く。

(2) 市内各種訓練の参加

ア 給水拠点設置訓練

イ 市又は県等の防災訓練

ウ その他、甲が必要と認めた訓練

5 乙は、次の費用を負担する

(1) 法定点検整備費（自動車検査登録制度を含む）

(2) 自動車任意保険料

(3) 燃料費

6 災害（非常配備）及び他事業体応援に伴う給水活動は甲乙協議によるものとする。

第6章 図面等整理業務の内容

(図面等整理業務)

第7条 図面等整理業務は、施設に関する図面等を資産管理システム「マッピングシステム」に登録するため、図面等をスキャニングする業務で次のとおりとする。

- (1) 本業務は、竣工図（一般工事並びに緊急工事）と給水装置台帳附図をスキャニングし、甲の指定する期日まで情報媒体により納入するものとする。
- (2) 乙は、甲の指示後2週間以内に納入すること。
- (3) スキャニングの納入形式は下記の表のとおりとしCDで納入するものとする。

	竣工図	給水装置台帳附図
ア ファイル仕様	Tiff形式ファイル (モノクロ 300dpi)	J PEG形式ファイル (24ビットフルカラー200dpi)
イ ファイル名規則	工事番号+連番	水栓番号+連番

(道路占用等補助業務)

第8条 道路占用等補助業務は、甲が作成した道路等の占用書類等を、台帳に登録し保管する業務並びに継続申請書類作成の補助業務である。

- 2 継続占用申請業務は、甲が作成する継続申請書類のうち、次の各号に掲げる業務を行うものである。
 - (1) 位置図等の作成
 - (2) 現況写真の撮影と整理
 - (3) 必要書類の整理
- 3 その他、附帯する業務については、法令及び条例等に基づき乙の判断において処理すること。ただし、判断が困難な場合は甲と協議の上業務を遂行すること。

第7章 雑則

(貸与品の管理)

第9条 仕様書第14条で定める貸与品については、適切に管理すること。

(業務完了検査)

第10条 業務完了検査は、仕様書第19条第1項第3号の年間業務完了報告書並びに同項第5号の月間業務完了報告書の提出後、甲は遅滞なく乙立会いのもと業務完了検査を行うものとする。

(緊急時の体制)

第11条 緊急時の体制及び措置については次のとおりとする。

- (1) 乙は、緊急事態の発生に備え、従事者を非常呼集できる体制を策定し甲に提出し、承認を得なければならない。
- (2) 乙は、業務履行上の事故、地震及び火災等が発生したときは、直ちに応急処置を講じ関係機関に通報するとともに、甲に報告しその指示に従うものとする。

- (3) 施設及び機器等に異常が発生したときは、直ちに現場確認し応急措置を講じるとともに、甲に報告しその指示に従うものとする。軽易なものは応急処置を講じるものとする。
- (4) 乙は、事故、火災、災害等が発生し近隣の住民が危険と予想されるときは、住民を安全な場所に避難誘導しなければならない。
- (5) 震度5弱以上の地震及びその他緊急事態の発生により甲の要請があったときは、直ちに従事者の非常呼集等を実施し、甲の指示を受けるものとする。

(身分証明書の発行)

第12条 身分証明書の発行は、次の方法により行うものとする。

- (1) 甲は、乙からの届け出に基づき身分証明書を作成し、乙に交付するものとする。
- (2) 乙は、身分証明書を常時携帯し、業務実施に関し関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (3) 乙は、従事者が退職した場合は遅滞なく身分証明書を甲に返納しなければならない。

(業務委託の予定件数)

第13条 別表1（平成27年度の予定件数）を参照すること。

第8章 その他附帯業務の内容

(その他附帯業務)

第14条 仕切弁操作等その他附帯する業務については、甲乙協議の上行う事が出来る。

別表 1 (第13条関係)

業務名称	内 容	件数(平成27年度予定)
配水管路等点検業務	弁類保守点検	23箇所
	弁室等点検・清掃	54箇所
	仕切弁きょう等点検・清掃	2, 182箇所
	水管橋点検	67箇所
	管路パトロール	1, 384km
配水管路等照会回答業務	他企業工事立会 影響度大	6件
	中	12件
	小	24件
	埋設物照会業務	200件
緊急工事施工業務	精算事務	500件
漏水調査業務	現場下見調査	160キ口
	音水圧同時測定	10区画
	流量測定	10区画
	戸別音聴	35, 380戸
	監視型機器	800基
	路面音聴	160キ口
	緊急調査対応	12件
図面等整理業務	竣工図	1, 000枚
	修繕記録図面等	1, 000枚
	給水装置台帳附図	2, 000枚
	占用台帳管理	200件
	占用更新	200件